

駐輪場一時利用約款 以下をご一読の上、右にご捺印下さい。

利用者

印

用紙は駐輪場でもご用意しております。

年 月 日 :

ミナトホンダ販売(以下「当社」という。)が管理する駐輪場では、下記の規定に従ってご利用頂きます。

1. 免責

当駐輪場は、駐車場所を提供するものであり、駐輪場内における自動二輪車・原動機付自転車・自転車(以下「車両」という。)、その付属装着物又は積載物等の盗難、紛失又は毀損については一切責任を負いません。

当社は、駐輪場の利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐輪場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他駐輪場内で発生した原因に起因して被った損害について責任を負いません。

2. 駐輪時間

駐輪場は、短時間の駐輪を目的とする駐輪場ですから、駐輪時間は最長営業時間内までとします。継続して日を跨いで駐輪しないでください。但し、当社に事前に承認を受けた場合は、この限りではありません。

4. 駐輪することができる車両

下記の車両は駐輪することができません。

1. 付属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両。
2. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
3. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
4. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
5. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
6. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。

5. 駐輪料金

(1)駐輪場の利用者は、下記料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金をお支払い頂きます。営業時間を越えた場合は宿泊料金として、別途4,000円を頂きます。

(2)駐輪料金は、当社係員にお支払いください。

	自転車	原動機付自転車 (～124cc)	普通自動二輪 (125cc～399cc)	大型自動二輪 (400cc～)
1時間	100円	150円	200円	250円

6. 駐輪方法

(1)駐輪場の利用者は、当社の指示にしたがい、示された駐輪スペース内に駐輪してください。駐輪スペース以外の場所に駐輪しないでください。

(2)駐輪場が満車の場合等に駐輪場外で「入り待ち」をしないでください。

(3)駐輪場内での駐輪時又は停車時には、エンジンを停止させてください。

7. 不正駐輪

駐輪場の利用者が、駐輪料金を支払わないで、車両を駐輪スペースから出庫、又は駐輪場外へ移動したとき、正規の駐輪スペース以外の場所へ駐輪したとき、並びに当社が不正な駐輪方法と認めたとき、その利用者は、当社に対し、駐輪料金のほか損害金として金5万円をお支払い頂きます。

8. 放置車両の取扱い

(1)駐輪場の利用者が、予め当社への届出を行うことなく14日間を超えて車両を駐輪している場合、当社は、これらの利用者に対して、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。

(2)(1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確知することができないときは、当社は、車両の所有者等(自動車検査証等、所有者又は使用者を確認できる記録に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、又は駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。

(3)(1)(2)の請求を书面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。

(4)当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(5)当社は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両、その付属装着物及び積載物等を調査することができるものとします。

(6)当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐輪場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(7)当社は、所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

(8)当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐輪場において掲示するものとします。